

さいたま市告示第1264号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成14年条例第109号)第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- (1) はり札 129枚
- (2) 立看板 5個

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市北区本郷町1872番地

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市 都市局 都市計画部 北部都市計画指導課 都市管理係
- (2) 電話 048(646)3178

広告物及び掲出物件告示リスト

告示年月日 令和7年7月30日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件			除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	単位	年 月 日	時 間	年 月 日	時 間	
2	北区	はり札	10	枚	6月25日	9:30 から 11:30	6月25日	11時30分	
3	北区	立看板	2	個	6月25日	9:30 から 11:30	6月25日	11時30分	
5	大宮区	立看板	1	個	6月27日	9:30 から 11:00	6月27日	11時00分	
6	岩槻区	はり札	19	枚	6月14日	9:00 から 16:00	6月14日	16時00分	
7	見沼区	はり札	11	枚	6月14日	9:00 から 16:00	6月14日	16時00分	
8	岩槻区	はり札	21	枚	6月28日	9:00 から 16:00	6月28日	16時00分	
9	見沼区	はり札	10	枚	6月28日	9:00 から 16:00	6月28日	16時00分	
10	北区	はり札	30	枚	6月3日	8:30 から 15:30	6月3日	15時30分	
11	北区	立看板	1	個	6月3日	8:30 から 15:30	6月3日	15時30分	
12	大宮区	はり札	28	枚	6月10日	8:30 から 15:30	6月10日	15時30分	
13	大宮区	立看板	1	個	6月10日	8:30 から 15:30	6月10日	15時30分	
	合 計	はり札	129	枚					
		立看板	5	個					